

## 第1回合同会合における意見の整理

第1回合同会合における意見を、合同会合の検討課題及び検討スケジュール(第1回合同会合資料4)に即して整理した。【 】は意見に対応する事項を審議予定の合同会合を示す。

### **. 化学物質排出把握管理促進法全般**

【各回共通】

- ・法律により企業行動や自治体がどのくらい変わったか、総括が必要。
- ・事故やMSDSの扱いなど、他の法律でカバーする範囲の情報を示して欲しい。
- ・化管法に対して過剰な役割期待があるようなので、本来の法の特性、性格、限界を説明すべき。
- ・化学物質のリスクや制度に関して、全体の考え方を整理する必要がある。
- ・米国TRIと同様、化管法についても情報公開法とし、国民の知る権利を定義するよう、目的の変更を検討すべき。

### **. PRTR 制度の課題と今後の方向性について**

#### 1) 全般的事項

【第2回】【第3回】

- ・PRTR 制度そのものが一般の国民に理解・周知されていない。
- ・企業に海外進出に伴い有害物質の排出も移転するのでトータルな把握が必要。
- ・制度によりリスクが小さくなることを評価するシステムが必要。

#### 2) PRTR データの活用策について

【第2回】

- ・点源のデータについては自主管理促進の面からアクセスしやすくする必要があり、非点源のデータについては行政・企業・NGOでの利用を考える必要あり。

#### 3) PRTR データの提供方法について

【第2回】

- ・法律対象外事業者の自主的なデータ公表を国の制度の中で行う柔軟性が必要。
- ・PRTR 排出量が健康や生態系にどのような影響を与え、取組がリスクの削減にどの程度役立つかについても情報提供や啓発が必要。

#### 4) 地方公共団体の役割について

【第2回】

#### 5) 届出事項について

【第3回】

- ・住民の関心は事故時の対応にある。PRTR 制度への関連データの取り込みについて議論が必要。

## 6) 未届出事業者への指導対策について

【第3回】

## 7) 対象物質と対象事業者の要件について

【第3回】

- ・取扱量要件（1トン又は500kg）以下の企業からの排出もあるので、仕切りについて審議が必要。
- ・代替の促進という観点から、有害性の低い物質を対象にしない考慮が必要。
- ・データ活用の面からの大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの法令とのリンクが薄い。PRTRにおいて大気の揮発性有機化合物(VOC)や水質の有機体炭素(TOC)などを包括的にとらえられないか。
- ・物質選定に当たり、リスクを考えるためには、毒性・安全性の強さの概念を取り入れる必要がある。
- ・リスクがはっきりしないものを対象とするのが法の当初の趣旨。

## 8) 排出量把握手法及び届出外排出量の推計手法について

【第3回】

- ・非点源データの充実とリスク管理へのつなげ方の議論が必要。
- ・PRTR データ精度を上げていくため、事業者側と行政側とで経験を共有し合うことが必要。
- ・データの精度は自主的取組の在り方や過料適用など法律の根幹に関わる問題であり、高める努力が必要。
- ・データ精度には、制度上、技術的、コスト負担的制約があることを踏まえ、検証に工夫が必要。

## 化学物質の自主管理に関する課題と今後の方向性について

【第4回】

### 1) 全般的事項

- ・環境報告書がCSR報告書となり、環境部分が減っている。ホームページでも欲しい情報が上手く入手できない。

### 2) 自主的な化学物質管理の在り方について

- ・自主的取組制度の国際的なハーモナイズが必要。
- ・自主的管理の言葉の定義が重要。どこまでレッセフェール（自由奔放）とし、どこまで第三者の評価や介入を行うかの整理が必要。
- ・法律指定外の企業・業種においても自主的取組を促す柔軟性が必要。

### 3) 事業者によるリスクの把握について

- ・事業者にとってリスクの把握と低減は、その方法が分からないことがハードルである。化管法にリスク把握の方法を指針として書き込むことも要検討。

#### 4)より安全な物質への代替について

- ・法律による物質指定により指定外の物質への移動が起こる。PRTR 物質指定の有効性の裏打ち及び代替物質の把握が必要。

#### 5)化学物質の自主管理に関する地方公共団体の役割について

#### 6)リスクコミュニケーション及び人材育成に関する課題と今後の方向性について

- ・リスクコミュニケーションにおける地域住民の最大関心事項は事故であり、急性毒性物質も対象に加えるべき。

### .MSDS 制度の課題と今後の方向性について

【第5回】

#### 1)全般的事項

- ・MSDS について企業の活用状況や効果が見えにくい。

#### 2)情報伝達のあり方について

- ・商品に含まれている化学物質の情報を、海外を含む消費者に伝えるべき。家庭からの化学物質の排出を使う側が分かっていないのは表示の問題。
- ・MSDS の記載が不備のため企業の排出削減努力が見えにくくなる例があり、現行ルールの徹底が必要。

#### 3)国際調和の推進

- ・GHS に適切に対応し、化学物質管理を徹底するため、対象物質の拡大が必要。

### .その他(審議の進め方など)

【各回共通】

- ・新しい言葉には解説を加えて欲しい。「調剤」は分かりにくい。
- ・法律の枠の外と分かっているにもかかわらず市民の関心の観点から発言することもある。
- ・現行の枠組みの中での改善と今後の化学物質管理の適正化のための+ の議論を分けるべき。
- ・会の名前が長い。市民に知ってもらうため 10 文字程度の略称が必要。

# ばく露経路に着目した化学物質に関する法制度の整理

一般環境  
を通じた  
ばく露

## 化学物質審査規制法

残留性、生物蓄積性、長期毒性をもつ物質の製造・使用の原則禁止  
残留性、長期毒性をもつ物質の製造の制限、表示義務  
上記に該当するおそれのある物質の製造量の届出  
新規化学物質の残留性、蓄積性、長期毒性等の審査

## 化学物質排出把握管理促進法

人又は動植物に有害で、環境に残留する物質等の排出・移動量の届出・推計  
上記物質及び将来の環境残留が見込まれる物質へのMSDS添付

## 環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等

人の健康の保護及び生活環境の保全のための環境基準を設定  
大気、水への有害物質の排出、廃棄物からの溶出等を規制

人への直  
接ばく露

## 薬事法

医薬品、医薬部外品、化粧品等の製造等の許可制、販売の制限、表示義務等

## 食品衛生法

食品及び食品添加物の製造・使用等に関する規格の制定、表示義務等

## 有害物質含有家庭用品規制法

家庭用品における有害物質の含有量、溶出量、発散量に関する基準を設定

作業環境

## 労働安全衛生法

労働者に健康被害を生ずる物の製造、使用等の禁止  
上記のおそれのある物の製造等の許可制、表示義務、MSDS添付  
新規化学物質の変異原性等の調査

# 化学物質のライフサイクルと法制度・情報の流れ

## 製造・使用規制

**化審法:** 新規化学物質の審査  
製造使用禁止(15物質)  
製造規制(23物質)  
その他、農薬取締法等による規制

## 排出規制

**大気汚染防止法:**  
優先取組物質(22物質)等の排出抑制  
**水質汚濁防止法:**  
有害物質(26物質)等の排出規制  
**ダイオキシン類対策特別措置法:**  
ダイオキシン類の排出規制

